

灰ヶ峰

はいがみね

2022.2
vol. 170



江田島行きフェリー

島に住む人、島に来る人、皆さんに人気です。
フェリーに乗って、旅気分、楽しみませんか？

新年のご挨拶 小柴繁美 呉法人会長 …… 1

炭 税に関する絵はがきコンクール …… 2

親会だより …… 4

部会だより／青年部会 …… 6

／女性青年合同・調査課部会・女性部会… 8

支部だより …… 9

令和4年度税制改正に関する提言 …… 11

行動する法人会／全法連提言活動 …… 16

新入会員のご紹介 …… 18

経営のヒント …… 20

随筆／安芸国呉別府開発領主、呉左近左衛門尉實賢を探る①⑦
／上河内 良平氏 …… 22

税務の窓／インボイス制度／ふるさと納税の税金関係 …… 26

呉市からのお知らせ …… 30

広島県立呉高等技術専門学校からのお知らせ …… 39

一枚の写真／大之木 佑美枝 氏 …… 40

事業予定／編集後記 …… 41

題字 大之木 伸一郎 (元)会長

わたなべ きくこ
表紙 渡邊 紀久子 氏 「江田島行きフェリー」



by KIKUKO Watanabe

渡邊 紀久子 氏 プロフィール

画歴／47年 個展／24回
グループ展／89回 その他展示／33回
新構造会広島支部所属(2021年～)
広島市を中心に作品を発表活動中



新年のご挨拶



呉法人会 会長
小柴 繁美

令和4年の新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

呉法人会会員の皆様方におかれましては、平素より崇高なボランティア精神のもと当会にお寄せ頂いております多大なご支援と深いご理解に対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、世界は地球の気温上昇対策として、温暖化ガス排出ゼロ目標の理念の下で脱炭素・脱化石燃料が大きな転換の時代に入りました。その為、産業界では原油価格の上昇に円安が加わり仕入れ価格の高騰が大きく影響しています。一般家庭においても、様々な価格高騰が大きく影響しています。

国は、賃上げなどの様々な対策を出していますが、実質所得の増加に繋がらず生活消費は増加していません。

そんな厳しい状況下において、令和2年の暮れに発生した新型コロナウイルス感染症の猛威は2年以上経過し、経済に多大な影響を与えています。

新型コロナウイルスは昨年末には落ち着きを取り戻したと感じていましたが、デルタ株はオミクロン株に変異し、急速な感染者数を記録しています。

こうした中で、呉法人会においても、去年は、ほとんどの事業が中止に追い込まれ、令和4年度の新年互例会も中止にせざるえない状況となり、皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。

全法連の「令和4年度税制改正に関する提言」は、新型コロナウイルスの影響により、地域経済

の担い手である中小企業が大変厳しい局面に立たされている状況を踏まえ、事業継続に必要な支援策や税制措置を講じるよう強く求めています。

今後の日本においては、団塊の世代が確実に高齢者となり、年金受給者となります。さらに少子化が映す未来は勤労世代つまり消費の中心となる世代のボリュームが更に小さくなる未来です。

呉地域においては、コロナ禍だけでなく、昨年9月には呉市の発展に大きく寄与してきた現日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所が高炉を停止し業務量が半減するという現実に直面し、下請け業者さんにも多大な影響を与えています。

人口減も広島県内で一番という不名誉な状況です。

厳しい状況が続きますが、法人会の活動は状況判断を適切に行い、徹底した安全対策を講じながら、事業活動を着実に進めてまいります。

今度の第6波こそ、最後と信じてこれまで通りの防止策を徹底・継続し、新型コロナウイルス終息後に何を行うか、次のステップに向かいたいと考えます。

結びにあたり、会員企業の皆様には、この困難な状況を力強く乗り越えていただくことを祈念申し上げますとともに、本年も呉法人会運営へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

トピックス

女性部会 令和3年度 税に関する絵はがきコンクール



呉市役所 1Fロビー



呉税務署長賞受賞の森本星那さん



入賞児童



応募作品展示：呉市役所 1Fロビー

呉市内の小学6年生を対象として、平成21年に本通小学校1校からスタートしました「税に関する絵はがきコンクール」も今年で第13回となりました。毎年、「税の大切さ」を表現した絵はがきを、呉市内の小学6年生を対象に募集しており、今年度も昨年度に引き続き、呉市内の全小学校（35校）より、計1,673作品の応募を頂きました。

審査は呉市立美術館の横山館長を審査委員長として、重廣呉税務署長をお招きして最終審査を行い、呉税務署長賞ほか特別賞8点、優秀賞45点、入選96点を選出しました。

表彰式は、11月27日に新日本造機ホールにて約200名の児童と保護者が参加して開催され、重廣呉税務署長、新原呉市長らから児童へ賞状が授与されました。また、優秀な作品は呉市役所や広まちづくりセンターなどで展示し、多くの市民の方々にも鑑賞していただくことができました。



中央：新原呉市長 右：寺本教育長（呉市役所 1Fロビー）



呉税務署長賞
呉市立 明德小学校 森本 星那 さん



呉市長賞
呉市立 郷原小学校 屋敷 亜優 さん



呉市教育委員会教育長賞
呉市立 港町小学校 下高 柚妃 さん



呉商工会議所会頭賞
呉市立 仁方小学校 正願 志温 さん



中国新聞呉支社長賞
呉市立 明德小学校 好川 由布 さん



呉市租税教育推進協議会代表幹事賞
呉市立 阿賀小学校 末廣 凜太郎 さん



呉法人会長賞
呉市立 天応小学校 中谷 優生 さん



呉法人会女性部会長賞
呉市立 昭和西小学校 脇坂 敢太 さん

h Kure 親会だより

1 役員会

(1) 第5回 正副会長会議

11月1日 出席者7名 事務局

- 1 「税を考える週間」のイベント開催について
- 2 会員増強運動実施状況について
- 3 福利厚生制度推進状況について
- 4 各支部活動状況について
- 5 常任理事・理事合同会議開催について
- 6 令和3年度9月末会計報告
- 7 新年互例会・新春特別講演会開催について
- 8 各委員会・部会の活動状況について
- 9 事務局関連 その他



第5回正副会長会議

(2) 第3回 常任理事・理事合同会議

12月6日 出席者48名 呉森沢ホテル

- 1 会員増強運動の状況について
- 2 福利厚生制度推進状況について
- 3 青年部会「創立40周年記念行事について」
- 4 会計報告（9月末）
- 5 新春特別講演会・新年互礼会について
- 6 「税に関する絵はがきコンクール」について
- 7 令和3年度「租税教室」について
- 8 各委員会・部会からの活動報告



第3回 常任理事・理事合同会議

2 委員会

(1) 組織委員会・厚生委員会合同会議

10月20日 出席者48名 クレイトンベイホテル

- 1 7/13県法連組織・厚生委員会合同会議
および10/1 第2回県法連組織委員会の報告
- 2 会員増強運動および支部活動について
- 3 大型保障制度推進について
- 4 協力3社からの報告
- 5 各支部との情報および意見交換



組織委員会・厚生委員会合同会議

2 委員会 (つづき)

(2) 第2回広報委員会

1月12日 出席者10名 湯けすぎや

- 1 「灰ヶ峰」169号の発行を終えて
- 2 「灰ヶ峰」170号の編集（案）について



第2回広報委員会

3 租税教室



10月27日 郷原小学校
2クラス 66名
講師 三戸 初人



11月29日 本通小学校
1クラス 26名
講師 定森 健次郎
※見学 重廣(呉税務署長)、木吉(呉税務署統括官)



12月17日 明德小学校
1クラス 11名
講師 中能 伸悟

4 税を考える週間

11月11~17日 出席者48名

- (1) 税の啓発活動 (11月11日 ゆめタウン呉)
- (2) 令和3年度納税表彰 (11月12日)
呉税務署長表彰 松岡 啓子
呉税務署長感謝状 高橋 征司
- (3) 小・中・高校生の税の作文・書・絵はがき展 (11月5日~16日 ゆめタウン呉)
「絵はがきコンクール」 特別賞・優秀賞 53点 展示
※詳細はTopics (2~3ページ) をご覧ください。



税を考える週間
(11/11 ゆめタウン呉)



令和3年度納税表彰 (11/12)
呉税務署長表彰 松岡 啓子氏



令和3年度納税表彰 (11/12)
呉税務署長感謝状 高橋 征司氏

5 税制改正要望提言活動

令和4年度税制改正要望提言

- 1 衆議院議員 寺田 稔 (11月21日)
- 2 呉市長 新原 芳明 (11月30日)
- 3 呉市議会議長 北川 一清 (11月30日)

※提言の概要は本誌11～16ページに掲載しています。



衆議院議員 寺田 稔氏
(11/21)



呉市長 新原 芳明氏
(11/30)



呉市議会議長 北川 一清氏
(11/30)

部会だより

1 青年部会

(1) 第2回青年部会理事会

10月13日 出席者14名 クレイトンベイホテル

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 1 9/29「青連協・広島県
青年の集い実行委員会」報告 | 5 高知交流会について |
| 2 部会員増強運動について | 6 全国青年の集い
佐賀大会オンライン参加について |
| 3 女性部会・青年部会合同研修会について | 7 福利厚生制度について |
| 4 40周年記念行事について | |

(2) 第3回青年部会理事会

11月18日 出席者18名 呉阪急ホテル

- 1 10/27「青連協・広島県
青年の集い実行委員会」報告
- 2 部会員増強運動の状況報告
- 3 女性部会・青年部会合同研修会について
- 4 40周年記念行事について
- 5 高知交流会について
- 6 租税教室実施状況について
- 7 福利厚生制度について



議 第3回理事会

1 青年部会 (つづき)

(3) 全国青年の集い(佐賀大会)

11月25日・26日 佐賀市文化会館

- 11月25日 部会長サミット
- 26日 1 租税教育活動プレゼンテーション
・健康経営大賞ファイナリスト事例紹介
- 2 大会式典
- 3 記念講演
「身体と心・仕事と家庭
バランス良く過ごすために」
講師 優木まおみ 氏

(4) 高知法人会との交流会

12月2日・3日 出席者16名
ザ・クラウンパレス新阪急高知

- 1 両会の事業報告会
- 2 情報交換会
- 3 交流親睦会
- 4 龍河洞観光
- 5 企業視察(亀泉酒造)

(5) 第4回青年部会理事会

12月22日 出席者21名 利根本店

- 1 40周年記念行事の件
- 2 新春特別講演会・新年互礼会の件
- 3 女性部会・青年部会合同研修会について
- 4 12/15「青連協・広島県
青年の集い実行委員会」報告
- 5 12/2高知交流会の報告
忘年会(出席者 25名)

(6) 第5回青年部会理事会

1月17日 出席者22名 呉森沢ホテル

- 1 40周年記念行事の件
- 2 3/2 広島県青年の集いの件
- 3 新春特別講演会・新年互礼会中止の報告
- 4 福利厚生制度について



議 全国青年の集い(佐賀大会)



議 全国青年の集い(佐賀大会)



議 高知法人会との交流会



議 第4回理事会



議 第5回理事会

2 女性部会・青年部会合同

女性部会・青年部会合同税務研修会	
12月16日	出席者40名 呉阪急ホテル
講師	呉税務署長 重廣 高典 様
演題	～ お酒の講座 ～ (特に日本酒について)
懇親会	



税務 合同税務研修会

3 調査課部会

調査課部会実務者研修会	
11月15日	出席者20名 呉阪急ホテル
講師	広島国税局 調査査察部調査管理課 総括主査 桐谷 雅夫 様
テーマ	「令和3年度税制改正について」
懇親会	



調査課 実務者研修会

4 女性部会

(1) 税に関する絵はがきコンクール

9月27日	1次審査	クレイトンベイホテル
10月6日	2次審査	クレイトンベイホテル
10月22日	応募作品貼付作業	広まちづくりセンター
10月23～29日	作品展	広まちづくりセンター1Fロビー
11月25～30日	作品展	呉市役所1Fロビー
11月27日	表彰式	新日本造機ホール



税務 税に関する絵はがきコンクール(2次審査)



税務 税に関する絵はがきコンクール(表彰式受付)

(2) 女性部会連絡協議会

「税に関する絵はがきコンクール」作品展

1月20日～25日 福屋 広島駅前店6階マルチの広場

応募総数 19,512点 展示数 240点
うち、呉市内小学校の展示数 20点、
受賞者数 9名 (銀賞1名、銅賞3名、入選5名)



税務 税に関する絵はがきコンクール(呉市役所展示)

4 女性部会 (つづき)

(3) 女性フォーラム (新潟大会)

11月16日	出席者3名 朱雀メッセ
第1部 記念講演	「ときめきのとき」 講師 宮田亮平 氏 (前文化庁長官)
第2部 式典	
第3部 懇親会	



女性フォーラム(新潟大会)

支部だより

1 支部役員会

支部名	開催日	内容	出席者
蒲刈支部	6月24日	1 会員増強について 2 情報・意見交換等	13名 梶ヶ浜のお月さん
中通支部	10月15日	1 会員増強について 2 支部研修会について 3 福利厚生制度について 4 情報・意見交換等	6名 筑波
川尻支部	10月19日	1 役員会の開催について 2 会員増強の進捗状況について 3 その他	8名 呉広域商工会 川尻支所 1階研修室
昭和南支部	10月27日	1 会員増強について 2 支部研修会について 3 福利厚生制度について 4 情報・意見交換等	8名 めっし
音戸支部	10月29日	1 会員増強運動について 2 支部研修会について 3 福利厚生制度について 4 情報・意見交換等	11名 鳥長

全法連 WEB サイト

新型コロナウイルス に関する対策リンク集

をご活用ください

全法連 検索

全法連(全国法人会総連合)が、WEBサイトにコロナウイルスに関する対策リンク集を公開しましたのでご利用ください。

緊急経済対策として

政府・行政機関等から

福利厚生制度協力会社から

※上記は令和2年4月25日時点の項目です。
項目の追加や訂正は随時行われる予定です。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html> その他リンク

1 支部役員会 (つづき)

支部名	開催日	内容	出席者
海岸支部	11月8日	1 会員増強について 2 支部研修会について 3 福利厚生制度について 4 情報・意見交換等	8名 ソーニョ
倉橋支部	11月8日	1 会員増強について 2 支部研修会について 3 福利厚生制度について 4 情報交換・その他	7名 平和園
音戸・倉橋支部 合同	11月19日 ～20日	1 会員増強について 2 音戸・倉橋支部研修会について 3 情報・意見交換等	8名 道後館
阿賀支部	12月14日	1 会員増強について 2 支部研修会開催について 3 福利厚生事業について 4 情報・意見交換等	10名 呉森沢ホテル

2 支部研修会

三条、海岸、吉浦・天応3支部合同研修会

12月3日

出席者42名

二川まちづくりセンター

1 第1部研修

講師 呉税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 木吉 俊之 様
演題 「インボイス制度について」

2 第2部講演

講師 呉市福祉保健部保健所 地域保健課
課長 大下 佳弘 様
呉市役所 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 プロジェクトチーム
主幹 前原 礼和 様

演題 「知って得する健康シリーズ」
～ 新型コロナウイルス対策について ～



令和4年度税制改正に関する提言 (要約)

令和4年度税制改正に関する提言

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけでなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分

配慮すべきである。

- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必

要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始して

いるが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- 中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含

めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替

わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税

の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、

被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長

3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- 1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

仕組みとすべきである。

- 2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- 令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を

含め抜本的に見直すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人

を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

行動する法人会

— 令和4年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会
(税務・中小企業関係)
11月25日

財政・金融・証券関係団体委員長
古川 康氏 氏他



立 憲 民 主 党

財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月26日

財務金融部会長
牧山 ひろえ 氏他



国 民 民 主 党

税制調査会 税制改正要望ヒアリング
12月3日

税制調査会長
大塚 耕平 氏他

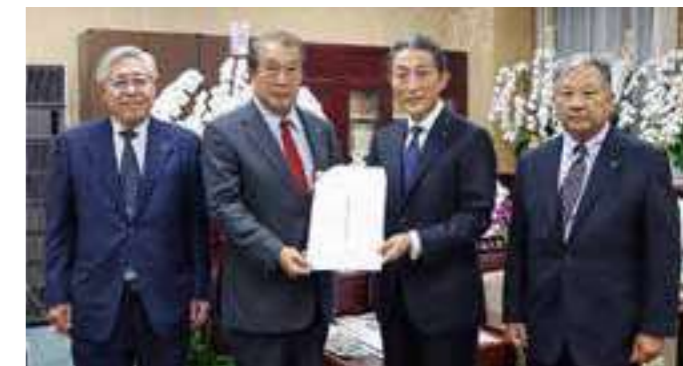


財 務 省

11月9日

財務副大臣
大家 敏志 氏

右から田中税制副委員長、大家副大臣、
飯野税制委員長、松崎専務理事



国 税 庁

表敬訪問 12月13日

長 官 大鹿 行宏 氏
次 長 重藤 哲郎 氏
課税部長 星屋 和彦 氏

左奥から星屋課税部長、大鹿国税庁長官、重藤次長
右奥から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事



総 務 省

10月20日

自治税務局長
稲岡 伸哉 氏

右から 稲岡自治税務局長、飯野税制委員長、
田中税制副委員長、松崎専務理事

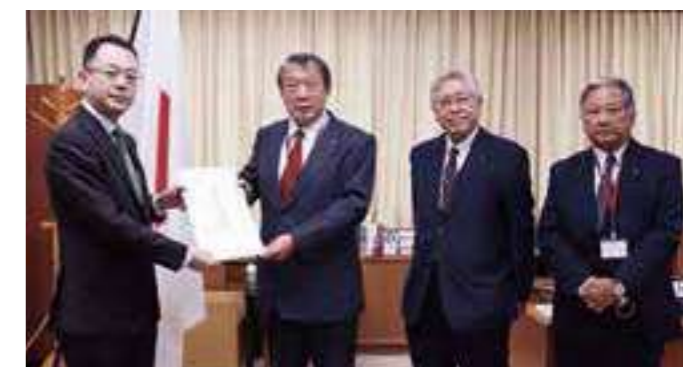


中 小 企 業 庁

10月20日

長 官 角野 然生 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏

左から 角野中小企業庁長官、飯野税制委員長、
松崎専務理事、田中税制副委員長



ようこそ公益社団法人呉法人会へ (新入会員の紹介)

法人名	代表者	住所	業種
本通第1			
ミタニ・もなか	三谷 博	呉市本町15-6-101	最中製造業
大山元	村上 尚義	呉市本通1-4-12	飲食業
結納の永井	永井 孝尚	呉市本通3-6-5	祝儀用品販売業
(有)森岡美容室	村越 佳子	呉市本通4丁目4-24	美容業
(株)NTS	正法地紀夫	呉市清水2-10-42-203	コンビニ経営
(株)關白	堺 勇人	呉市本通2-2-4	飲食業
本通第2			
FLAT(有)	植木 貞博	呉市平原町3-25	建設業
(株)内田工業	田坂 篤実	呉市長迫町3-6	各種工作機械点検他
(株)尾加板金店	尾加 泰司	呉市寺本町1-18	建築 板金
(株)武蔵	小谷 武蔵	呉市本通5-10-5	遺品整理業
中 通			
マス田`ヤ	益田 廣行	呉市中通2丁目7-1-802	飲食業
鈴乃屋	齋藤 大嗣	呉市中通2-1-19-2F	飲食業
FATHOM(株)	中本 尋之	呉市中通4-2-14 2F	建設業
(株)三協設計	櫻井 隆晶	呉市中通1丁目2-29	設計
東中央			
(株)SAメディアラボ	相川真太郎	呉市朝日町14-7	サービス業
(株)壮明堂	久保 尚子	呉市東辰川町1-20	不動産業
(株)ホームワーク	石田健太郎	呉市東惣付町3-9	不動産賃貸業
中 央			
鳥平	はまいとしゆき	呉市中央2-5-2-2F	飲食業
紺谷 泰	紺谷 泰	呉市中央1-5-10-201	住宅賃貸業
K's in Private	川野 貴子	呉市中央5-1-5	美容業
上瀬 城司	上瀬 城司	呉市中央2-5-32-1004	不動産賃貸業
(有)フォレストエナジー	森澤 大司	呉市中央2-5-15	太陽光電力事業
(株)こがね	松村いづみ	呉市中央1-6-10	宿泊業
(株)K'sトラスト	清水健太郎	呉市中央2-3-16 2F	不動産・建設業
(株)ROOSTER	中谷 和紀	呉市中央3-3-17	飲食業
西中央			
(有)ハイアップ	若狭 倫一	呉市西中央3-9-9	食品卸業
昭和南			
聖筆書道会 重本天空	重本 伸夫	呉市焼山西2-14-29	書籍出版他
堀中 修	堀中 修	呉市焼山中央4-3-10	その他職別工事業
野村設計事務所	野村 勝嗣	呉市焼山中央6-1-5	機械設計製図
(有)あんしんネットワーク	金谷 仁	呉市焼山松ヶ丘1丁目2-14	生・損保代理業
(株)村上工業	村上 繁則	呉市神山3-9-4	建設業
昭和北郷原			
龍紀(株)	津森 竜一	呉市郷原野呂の里1-35-3	運送業
総果工業(株)	辻村 良崇	呉市押込西平町8-19	建設業

法人名	代表者	住所	業種
イーストバウンド(有)	高橋 敬和	呉市苗代町1014-1	自動車販売業
(株)ヒロアキ塗装	藤澤 章彦	呉市焼山宮ヶ迫1-22-15	塗装
三 条			
清水内装	清水 秀俊	呉市山手1-10-14	内装業
(株)保険Smil-en	村松 輝昭	呉市三条4-8-12	損害保険代理業
(有)石崎動物病院	石崎 俊史	呉市三条3丁目4-12	獣医業
(有)小川金不動産	小川 友喜	呉市三条1丁目5-10-201	不動産賃貸業
海 岸			
タカサゴ産業(有)	間 繁	呉市海岸4丁目14-18	鉄工業・旅館業
ほうさき司法書士事務所	寶崎 学	呉市海岸3-13-18	司法書士
(有)第一エンジニアリング	清水 千備	呉市海岸4丁目13-26	機械設計
(一社)実家空き家管理協会	木川 寿久	呉市海岸4-11-13	
仁 方			
(株)三浦組	三浦 誠	呉市仁方棧橋通9-12	建設業
(株)古本工業	古本 勝也	呉市仁方皆実町4-39	管工事・修繕・鍛冶
正栄マリン(株)	渡邊 真樹	呉市仁方棧橋通24-11	海運業
広 東			
(医社)和恒会	織田 一衛	呉市広白石4丁目7-22	病院
由沙商事	田島 由香	呉市広駅前1-8-21	弁当販売
白石工業(株)	佐々木栄二	呉市広白岳2-5-37	鉄工業
(医)守屋医院	守屋 英一	呉市広駅前1-2-24	皮膚科経営
(株)左官工事HIDAKA	日高 幸俊	呉市広白岳3-2-19	左官業
広中央			
(有)呉タカハシ保険事務所	高橋 浩一	呉市広中新開1丁目8-3	保険代理店
(株)ミラクル	森 真弥	呉市広本町1-11-22 1F	飲食業
石田ファミリーファーム(株)	石田 晃一	呉市広弁天橋町3-27	農産保存食料品製造業
(有)シード	橋本 昭	呉市広本町3-5-15	整体施術所経営
(株)瀬戸内農場	新谷 隆一	呉市広石内3-15-25	農業
Creative Hair Watanabe	渡部 和晃	呉市広本町1-7-11	理容業
広 西			
坂井プラント設計(有)	坂井 誠臣	呉市広大広1-4-22	設計業
(株)アプリー	賀谷 尚代	呉市広古新開1-9-1	学習塾
サカテ堂車舗	坂手 大輔	呉市広町2346-1	自動車販売
(株)信恒会	石田 克人	呉市広古新開6-2-16	不動産賃貸業
阿 賀			
(株)LEO・Makoto	大澤 拓磨	呉市阿賀南2-10-1	経営コンサルタント
たびだち	山本 雅史	呉市阿賀北7-2-1	葬儀業
(株)T-Link タイヤサービス	加藤 泰一	呉市阿賀北5-2-10	自動車整備業
(有)元岡商店	元岡 治貴	呉市阿賀中央6丁目6-16	青果物卸売業
ますだ電設(株)	増田光二良	呉市阿賀南2-8-3	配電盤設計・製作
警固屋宮原			
YMT(株)	山本 幸史	呉市警固屋4-6-14-2F	建設業
(株)ツーエイト	宮本 俊介	呉市警固屋4-14-9	整備業

法人名	代表者	住所	業種
吉浦天応			
アーク(株)	古谷 和生	呉市吉浦宮花町7-5	測量業
フジモト工務店	藤本 忠	呉市長谷町21-6	建築業
岡平工業	岡平 和実	呉市吉浦中町3-6-8	塗装業
タニカワデンキ	谷川 光司	呉市吉浦中町3-8-23	電気工事業
アドバンススタイル(株)	田岡 美江	呉市天応東久保1丁目8番3号	サービス業
(株)SAXSIA	石本 新	広島市南区南蟹屋2-1-36	飲食業
蒲 刈			
(株)下岡鉄工所	下岡 偉恭	呉市蒲刈町向1117-3	製造業(鉄工業)
(株)Alii Tobishima	高島 俊思	呉市下蒲刈町下島1509番地	サービス業
蒲田石油(有)	蒲田 満夫	呉市下蒲刈町下島1639-1	ガソリン小売業
音 戸			
(株)エムプランニング	村田 千代美	呉市音戸町波多見3-5-9	不動産業
(有)旬菜屋	橋本 省吾	呉市音戸町波多見6-5-22	青果物卸売業
倉 橋			
広南開発(株)	中川 一雄	呉市倉橋町9483-1	土木工事業
川 尻			
リベルテ本帆(株)	銭谷 修一	呉市川尻町森3-7-14	菓子・パン卸売業
(有)セニヤ	銭谷 修一	呉市川尻町原山3丁目4-21	食品製造業
(株)修明工業	川井田 浩一	呉市川尻町森1-7-40	船舶製造修理
(株)Clair	藤原 幸壯	呉市川尻町東3-6-11	記帳代行業
安 浦			
アイシーホームペイント(株)	藤本 剛真	呉市安浦町中央5丁目1-44	塗装業
(株)Story Agent	西原 総司	呉市安浦町中畑1238	酒類販売



交際費 代表取締役の個人的消費か否か ～実践税務調査～

税理士
牧野義博

事例1

「交際費は代表者の個人的な飲食費用」として給与課税されたもの

飲食代金につき、代表者は個人名義のクレジットカードで支払う一方、領収書には調査対象法人の名称を記載するように飲食店に依頼をしていました。

調査官 交際費勘定に記載された「〇〇〇」に対する支出が78回ありましたので反面調査を行ったところ、代表者が1人で行ったことが判明しており、その回数



は69回に及んでいます。また、「〇〇〇」の担当ホステスが店舗が変わるたび、代表者は利用する店舗を変えています。決済はどのように行っていたのですか？

代表者 領収書がある程度たまると、当社が管理している金庫から現金を出金し、私が金銭出納帳に記帳した上で、領収書と金銭出納帳を経理担当者に渡しています。

調査官 これらの交際費勘定は、事実認定の結果、あなたの個人的な飲食費用であったと認められ、調査対象法人の業務に関連した支出ではありません。あなたが接待交際費に係る費用でないことを十分認識しながら、飲食店に調査対象法人宛の領収書を発行させ、この金額を総勘定元帳の交際費勘定に計上したことは、帳簿書類の虚偽記載に該当しますので重加算税の対象となります。

代表者 この支出は、私が飲食店へ一人で行った際の支出ではなく、友人や仕事等で知り合った者を接待したもので、交際費です。

調査官 そうですか。では、それを立証してください。

代表者 ……。

事例2

代表者1名で行った飲食の費用を交際費と

認めなかった国税当局の処分が取り消されたもの

税務調査を受け、「交際費勘定に計上した費用は損金に算入されない」として法人税の修正申告をしたところ、「代表者の個人的な飲食の費用を損金に算入したのは隠ぺい又は仮装の事実があった」として重加算税を賦課してきました。

代表者は当初、この飲食費用は調査対象法人の業務に関連した支出ではないと回答し、国税当局の質疑応答記録書に署名・押印をしていましたが、国税不服審判所では、この質疑応答記録書は事実と反しており、実際には、個人的な飲食に係る金額ではなく、全て交際費である旨答弁しました。

国税不服審判所では、次のように裁決をしています。

- 飲食店の勘定明細書の内、「人数」欄に「1名」と記載のあるものが14件認められるものの、飲食店の全ての利用が代表者の個人的な飲食であることを裏付ける証拠は認められない。
- 代表者は飲食代の全てが個人的なものであると回答しているが、その内容は、本件各飲食代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したのではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。

従って、本件各飲食代金について、個人的な費用であることを代表者が認識しながら、交際費勘定として計上したとは認められないから、仮装の事実を認めるにたる証拠もないので重加算税の賦課は取り消すべきである。

【筆者紹介】 牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



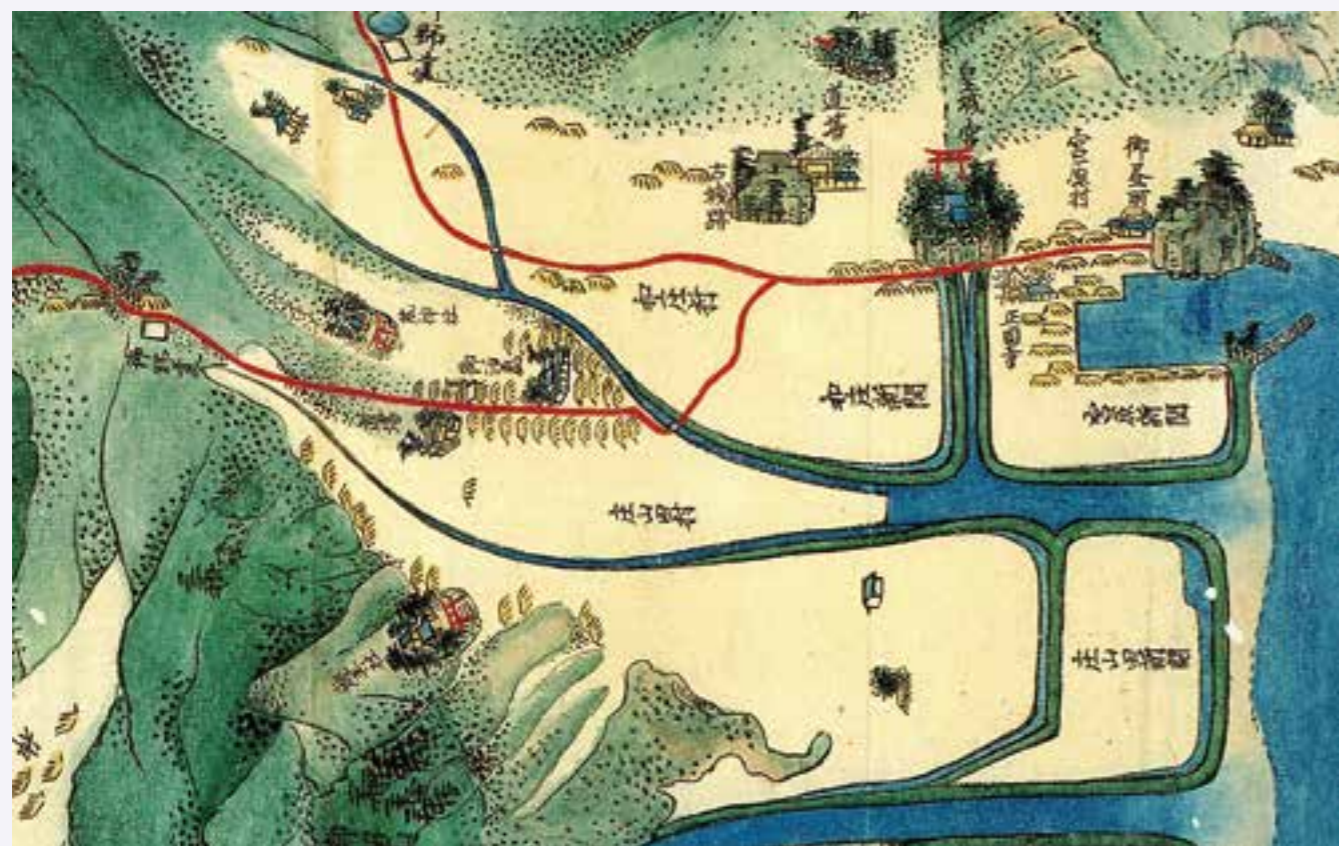
安芸国呉別府開発領主 呉左近左衛門尉實賢を探る⑬

広郷土史研究会 上河内 良平

『萩藩譜録』安芸国能美庄々官等注進状に署名した「公文藤原實賢」は安摩庄呉浦の荘官で渡来人秦氏の末裔・宇佐神宮神人（じんにな）・呉左近左衛門尉實賢本人であった。

安芸国呉別府開発と共に建立した亀山八幡宮の入船山遷宮に尽力し庄園の経営を行った。

この神人を久礼の人と呼んだことから「呉の語源」になった事を次に述べる。



文久元年(1861)安芸郡宮原村・和庄村・庄山田村の絵図(安芸国安摩庄呉浦の庄域)
皇城宮(亀山八幡宮)は元、入船山と呼ばれ乗船したまま宮参りを行っていた。右が千束要害と呉町の港
(旧庄山田村庄屋 澤原家寄託資料・呉市史編纂グループ所蔵)

資料に登場する「呉」地名

日本正史で最初に呉(くれ)の地名が確認出来るのは『大日本古文書家わけ石清水文書之一(田中家文書)』の保元三年(1158)十二月三日の「宮寺并極楽寺諸国莊園官符」一三三 官宣旨に記載されている此の宮寺領の中に安芸国には、

呉別府と三入保が記載されており、この呉別府が現在の広島県呉市の呉にあたる。

同文書の中の、一二六 源頼朝下文、元暦二年(1185)正月九日には、八幡宮寺往古神領なれど平家追討に口実をつけ守護武士等が兵糧などと称し年貢差止め押領を行い既定の収入が滞り、鎌倉幕府に善処を求める。源平の争乱に

事寄せて源氏方武士の狼藉を停止する指令を發した文書の中に安芸国では呉保と松崎別宮が現れる。

安摩庄呉浦とは安満郷の内、波多見島・江田島・呉浦・矢野浦・五箇浦(太田川河口)の島と浦に囲まれた海域を指す。天永年間(1110~)鳥羽法皇によって皇室領安摩庄(あまのしょう)として立庄される。『高野山文書』永暦元年(1160)美福門院令旨に安摩庄呉浦の事として現れる。

安摩庄呉浦の庄域

この、呉別府、呉保、呉浦は全て広島県呉市のことを指している。その庄域を考えた場合、時代が下がって江戸時代に郡村制が敷かれた折、当時呉浦の事が安芸郡、庄山田村・和庄村・宮原村の三村に分割されて制度上「呉(くれ)」という地名の総称は消滅した。しかし、この地域では呉の庄山田村とか呉の宮原村と云うように村名の前に冠され愛着を持って用いられた。

この事から呉の地域は概ねこの三村の場所を唱えていた事が理解できる。

呉町の誕生と消滅

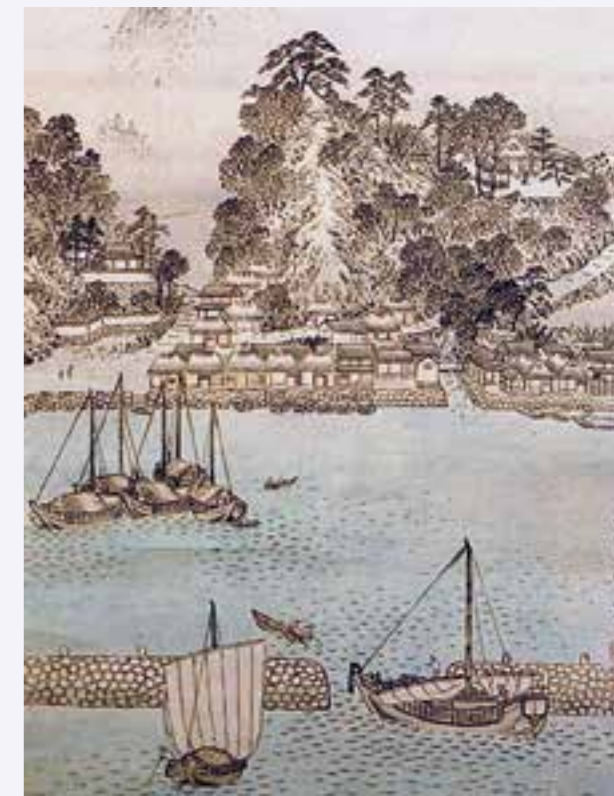
このようななか、宮原村にあった港が町に発展し、貞享三年(1686)芸州藩から町方として独立することが認められ、呉町(くれまち)と称した。そして庄屋・与頭・長百姓を置く安芸郡の一行政単位となった。

これが呉町の誕生である。

以後、明治4年11月の廃藩置県まで続いたが、この時廃され再び宮原村に編入された。呉町そのものは、その後も残ったが、明治19年西海鎮守府がこの呉町を中心に計画され、町方の住民は全て町割りの外へ移住(主に吉浦村川原石地区)させられる。

大日本海軍呉鎮守府誕生と共に呉町は消滅し

た。しかし呉町民移住地、川原石は呉市誕生の折、吉浦村から分離され二川町(ふたかわちょう)として呉市に組込まれる。



月波楼風景・塔之岡山之図(明治13年)
塔之岡山に在った宮原村庄屋青盛家住宅
左の山が千束要害山、手前は呉町と呉港
この町屋の上市と下市二つに分れて綱引を
旧暦小正月に行っていた。
(旧宮原村庄屋青盛家資料・入船山記念館所蔵)

呉町での伝統行事

明治22年、この呉町を中心に海軍呉鎮守府が設立され広島県呉市(くれし)として明治35年市制が敷かれ今日に至るのであるが、何故この呉町(くれまち)に、朝鮮半島古代国家、百済の昔に起源を持つ「綱引民俗行事」が江戸時代を通して明治初期まで伝承されて来たのか、おさらいし、この項目を終わりたい。

宇佐八幡宮の神人(じんにな)が呉町を開発して入船山に遷宮した皇城宮の縁起に述べられた「当時筑紫宇佐島より豊後姫島に御遷座、人皇40代天武帝之御宇、白鳳8年(この年号は

日本正史にはない)姫島より安芸国安芸郡枵原村甲手山に天降給う、自夫年経て42代文武帝御宇、大宝3年(703)癸卯年秋8月中旬宮原村亀山に御鎮座、素は入船山と云御鎮座之時改亀山と名く、古来より奉唱社号皇城宮、又は比売志麻

(ひめこそ)神社」とあり「呉の語源」に関わり深い「ひめこそ」の女神を祀ったと伝える。

この人々が本国の伝統行事「綱引」を小正月に継承した結果であろう。

呉の語源



求礼郡求礼邑の求礼(くれ)駅
韓国語では kuryegu Station と記してクレ ステーションと発音する

この「呉(くれ)」という語源は半島からの渡来人、秦(はた)氏の開発した地域で倭の王権時代、半島を指して「久礼(くれ)」と唱えていたが『日本書紀』編纂時この「久礼」に「呉(くれ)」の文字を当て「くれ」と読ませた。

この「久礼」は現在でも半島南部地域にある「求礼(くれ)」を指すという半島の研究者もいる。この「求礼(くれ)」は古い時代の地図に「求禮(くれ)」と記されており『日本書紀』の「継体紀」「欽明紀」に加羅地名に見える「久礼(くれ)」をこの地に比定する研究もある。

すなわち古代倭国の人々が呉(くれ)と唱えたのは広義の意味では半島(韓国)を指し狭義の意味で捉えるなら、朝鮮半島南部地域、日本名任那、韓国名加羅諸国の一国「久礼国」と云える。

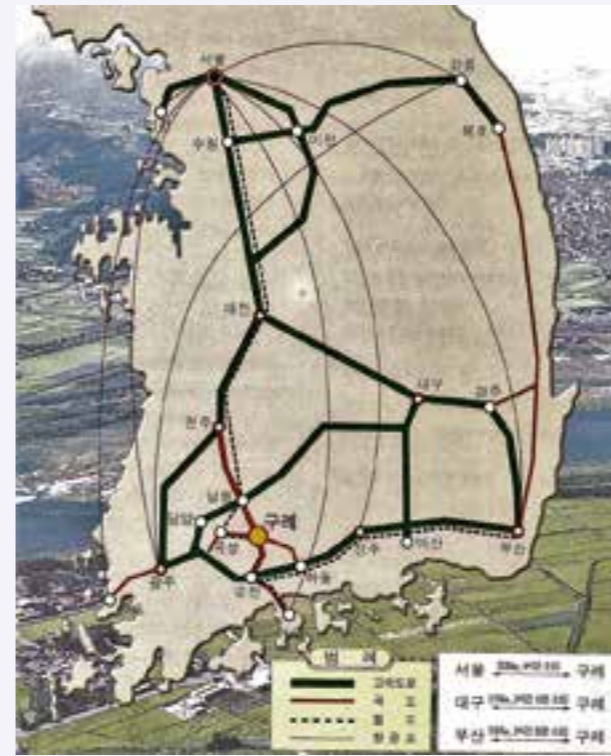
現在の人々が韓国と呼ぶのと同じく古代倭国の人々は半島を指して「久礼・呉(くれ)」と唱えていた。

ゆえに半島からの渡来人が開発した町ゆえ、久礼の人が住む処として、周りから広島県呉市は「呉(くれ)」と唱えられたのである。

なお、日本国内には広島県呉市の他、「くれ」と云う地名は多くある。四国では同じ文字の「久礼」の地名があり、関東では「黒羽(く



求礼郡求礼邑の古い地図に記載された「求禮」の地名



韓国の地図で赤い処が「求礼(くれ)」の場所になる。
古く百済と加羅諸国の境である

れ)」と書く「くれ」の地名もある。

これら地区では渡来人開発伝説が残っているが、残念ながら、広島県呉市には渡来人伝説は残っていない。

これを考えた時、明治20年、呉鎮守府開庁以来爆発的人口の増加で地域の伝統行事すら廃れ、海軍関係者など文化人は地域外からの移住者ばかりだった結果と思われる。



修験道と半島の山岳信仰
韓国求礼郡の高山、智異山大王峰
(シリサンチヨナンボン)

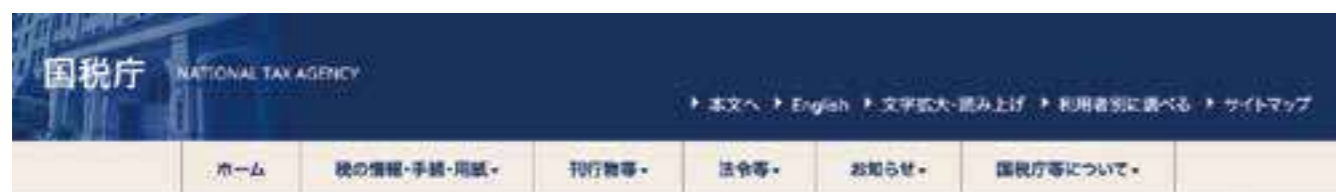
おわりに

今回「呉の語源」の久礼地名を半島南部地域にあった加羅諸国の一国「久礼(求礼)」からと解説したが、室町戦国時代この呉町中心部、千束要害を取り合う合戦が行われた。

この合戦の一方の主役、野間氏の忘れ去られた系譜を中心に要害を巡る合戦の詳細を述べる予定であったが、この事は次回に譲りたい。ご期待ください。

広島土史研究会入会案内請求は0823-71-6981

適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 国税庁ホームページ公表サイト



緊急のお知らせ
・e-Taxにおける受付処理遅延の解消について(令和4年1月4日)

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について(詳しくはこちら)

新着情報

トピックス	税の情報・手続・用紙	行政運営	法令等	お知らせ	国際的なこと
令和4年1月11日	控除額電子セットボックス(確定申告)が稼働しました				
令和4年1月4日	「税務署の内部事務のセンター化について」に「書類の申告書等の郵送による提出先となるセンターの所在地」を追加しました				
令和4年1月4日	「タックスアンサー(よくある税の質問)」をリニューアルしました				
令和4年1月4日	「令和3年分 確定申告特集」を掲載しました				
令和3年12月28日	「電子帳簿保存法取組速達」「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関連】」「電子帳簿保存法関係パンフレット」等を改訂しました				

令和3年分 確定申告特集

- 注目ワード
- 所得税の確定申告
 - e-Tax
 - 消費税還付申告に関する国税当局の対応について
 - 納税が困難な方へ
 - 国税に関するご相談について
 - 自宅からの手続方法
 - 消費税のインボイス制度**
 - 電子帳簿保存法
 - お酒に関する情報
 - 買戻の輸出戻金
 - 災害関連情報
 - 不審な電話やメール等にご注意を

↑クリック

特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度 国税庁

公表サイト

新着情報

12月16日

- 過去に実施した「オンライン説明会」の様態(「基礎編」のほか「テーマ別編その1」及び「テーマ別編その2」)を掲載しています。

11月15日

- 「『適格請求書発行事業者の登録申請書』の処理期間について」を掲載いたしました。

11月5日

- 「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項」を掲載いたしました。

インボイス制度の説明会
説明会のご案内は
こちらから

YouTube
国税庁動画
チャンネル

インボイス制度に関するお問合せ先
インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターで受け付けております。

【フリーダイヤル】
0120-205-553(無料)
【受付時間】
9:00~17:00(土日祝除く)

税務署にて個別相談(具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談)も受け付けております。

請求書

制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新

Q&A

取扱速達

e-Tax

申請手続

● 国税庁トップページ ● ご意見・ご要望 ● 関連リンク ● ウェブアクセシビリティ ● 利用規約・免責事項・著作権 ● プライバシーポリシー ● 国税庁 ●

税務
Q&A
相談

Q ふるさと納税と税金関係について概要を教えてください。

A ふるさと納税の税金関係

1 ふるさと納税とは

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

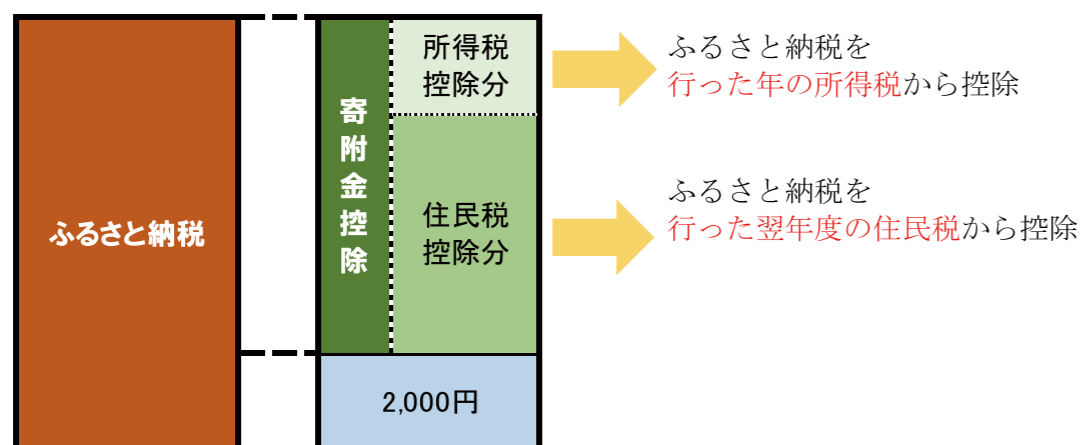
自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができます。

また、「納税」という言葉がついていますが、実質は、都道府県・市町村への「寄附」となり、その寄附金額は所得税及び住民税の「寄附金控除」の対象となります。

2 寄附金控除の仕組み

ふるさと納税では、原則として、ふるさと納税をした金額から 2,000 円を除いた全額が寄附金控除の対象となります。

【ふるさと納税をした場合の寄附金控除のイメージ】



3 寄附金控除を受けるには

(1) 確定申告

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるには、原則として、確定申告を行う必要があります。

(2) ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告を行う必要がない給与所得者の方は、ふるさと納税を行う際にあらかじめ申請をすることで、確定申告が不要になります。(この制度を「ふるさと納税ワンストップ特例」といいます。)

なお、ふるさと納税ワンストップ制度を利用する際には、次の点に注意が必要です。

- ① ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以下(6団体以上へふるさと納税した場合は、確定申告が必要)
- ② 副業の収入、医療費控除、住宅ローン控除などで確定申告をする場合は、寄附金控除(ふるさと納税も)の申告が必要

4 e-Tax で確定申告

確定申告会場は、大変混み合います。

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からも、所得税等の確定申告は、ご自宅からパソコンやスマホでe-Taxによる申告をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、自宅でいつでも申告できるほか、画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動で計算し、簡単にe-Taxで申告できます。

特に、令和3年分からは、

- ① マイナンバーカードを使ってe-Taxで申告する場合、ICカードリーダーが不要
 - ② スマホで申告する場合、スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を自動入力
- など、従来よりもパソコン・スマホでのe-Taxが便利になっています。
また、e-Taxで申告すれば、書面で申告するより早く還付されます。

5 地方団体からの特産品(返礼品)の税金

ふるさと納税をした地方団体から特産品(返礼品)を受け取った場合の経済的利益は、一時所得として課税されます。

なお、一時所得は、50万円まで特別控除があるため、ふるさと納税の特産品(返礼品)以外に、一時所得に該当するもの(生命保険の満期金、競馬の払戻金など)がないときは、課税関係は生じません。

(参考) 一時所得の計算式

$$\text{一時所得の金額} = \text{一時所得に係る総収入} - \text{その収入を得るための必要経費} - 50 \text{万円}^*$$

* 総収入から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その残額

* 税に関する質問がございましたら、(公社) 呉法人会事務局までお知らせください。
(個別事案に関するご相談はご遠慮ください)

国税電子申告・納税システム

e-Tax

[e-Tax]なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

電子申告で
効率UP!

Be a Great Small.
中小機構

国(経済産業省)の機関が運営する
ビジネスマッチングシステム

ジェグテック
J-GoodTech

登録企業募集のご案内

ジェグテック J-GoodTechとは??

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する日本の中小企業と国内大手企業、海外企業、中小企業同士をつなぐ、
BtoB(企業間取引)向けビジネスマッチングシステムです。【登録無料】
J-GoodTechに会員登録いただきますと、全国の大手企業や中小企業、海外企業からニーズ情報を受けることができ、
また、自社のニーズを発信することもできます。



ジェグテック J-GoodTechで出来る事

1 大手企業とのマッチング
中小企業×大手企業

大手企業A社からの材料歩留向上に関するニーズ情報に対し、高精度のフライス加工技術を有する会員中小企業B社が提案!

中小企業B社 社長コメント

新規のお客様とコンタクトが出来て商談に交渉が進んでおり、ジェグテック登録が非常に有効であることを実感しました。

「大手ニーズ情報に提案」

2 中小企業同士のマッチング
中小企業×中小企業

長野県所在の高精度板金加工技術を持つA社と福岡県所在の会員中小企業K社が広域連携を実現!

照会引の、送付情報の、実商談の、成取引

複数回の試作品加工を重ね、製作依頼することが決定

「新規顧客を開拓!」

3 海外企業とのマッチング
中小企業×海外企業

ASEANマーケットの開拓を目指し、ベトナム企業との生産連携を実現!

日本: 医療機器メーカー

ベトナム: プラスチック製造業

ASEANマーケットの開拓に向け、ベトナムで生産連携できる企業を探したい。

「海外企業と商談成立!」

J-GoodTech(ジェグテック)の機能のご紹介

国内外企業からの「ニーズ情報」の受信

大手企業や海外企業、他の中小企業からのニーズ情報を受け取り、提案を行うことができます。また、自らニーズを発信することもできます。

新たなビジネスパートナーの探索

国内約19,000社、海外約7,500社の掲載企業の中から、関心のある企業を探索&個別アプローチできます。

企業を探し 業種・サービス・製品名 など

自社技術・サービス等の情報発信

自社ページを開設し、事業や技術・サービスの特色などを国内外の企業に対してPRできます。また、ご希望の企業様には、自社ページ開設後に、中小機構が無料で英訳ページを作成します。(1回のみ)

国内大手・海外企業との商談会への参加

中小機構が企画・開催する様々な商談会に優先的にご案内します。ジェグテック(WEB)との連動により、より精度の高いマッチングが期待できます。

登録手続きの流れ

- 以下の「登録申請書」にご記入の上、FAXまたはE-mailにてお送りください。
- ご記載いただいた登録申請情報をもとに登録手続きを行います。
- (独)中小機構より担当者様あてに登録完了・利用のご案内メールをお送りします。

大手企業や海外企業とのやりとり等、中小機構の専門家がサポートします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課(ジェグテック担当)行
TEL:082-502-6555 FAX:082-502-6558 E-mail: keiei-chugoku@smrj.go.jp
(〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7広島KSビル3階)

J-GoodTech(ジェグテック)登録申請書

「※」の項目は、ジェグテックサイトに基本情報として登録・公開されます。
赤字の箇所のみ記載いただけましたら、中小機構の担当者より、あらためてご連絡させていただきます。
なお、項目を全て記載いただいた企業・機関につきましては、本内容をもって登録手続きを進めさせていただきます。

企業名・機関名			
代表者	(役職)	(氏名)	
住所	〒	(本社所在地)	
電話番号		業種	
ホームページURL			
資本金/従業員数	千円/ 名(うち常用者数 名)	設立年月	(西暦) 年 月
ご担当者名	E-mail		
紹介支援機関名			

※当社・当機関は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
また、反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等に該当する行為をした場合には、本事業による支援を中止されても異議申し立てしません。
※皆様の個人情報及びご記入いただいた情報は、本事業目的以外に利用することはございません。適法かつ公正な手段により、目的範囲内で使用いたします。

「はかり」の定期検査について

取引・証明に使用する「はかり」は「定期検査」が必要です。

取引・証明に使用する「はかり」

取引・証明に使用する「はかり」は、「検定証印」又は「基準適合証印」が付いたものでなければなりません。
家庭用印の付いた「はかり」は、取引・証明に使用することはできません。



※「定期検査」は2年に1度受けるよう計量法で義務付けられています。

●「取引」・「証明」とは

取引：有償・無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為
証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

定期検査の対象となる「はかり」の使用例

(取引・証明に該当する使用例)

薬局や病院で薬の調剤のための計量

病院、学校、保育所や施設等での体重測定で、健康診断等、その測定値が外部に表明される計量

スーパーや市場等で商品の量り売りや重さを表記して販売するための計量
食品表示法により内容量をグラム表記するための計量

コーヒー豆、お茶等の販売で、料金の基となる計量

宅配便の宅配料の基となる計量

- 農家が直接販売する際の計量
 - 金・プラチナ等の買取のための計量
 - 資源回収業等で料金の基となる計量
- ※これらはほんの一例です。

呉市計量検査所のホームページはこちらから
(<https://www.city.kure.lg.jp/site/keiryokennsasyo/>)



<裏面もご覧ください>

Q なぜ検査が必要なのですか。

A 「はかり」は、社会生活の中であらゆる所で使用されており、消費者と大きく関わっています。

製造時に精密に検査され正確であっても、長期間繰り返し使用することにより性能等が低下し、誤差が生じてしまうことがあります。このため、取引・証明に使用する「はかり」について一定水準以上の精度・性能を確保することにより、適正に計量するよう定めています。

Q 「はかり」の検査を受けるにはどうすればいいの。

A 市が行う「定期検査」と、国が認定した資格を持つ計量士が行う「代検査」があります。

市が行う定期検査は、呉市が指定定期検査機関として指定した、一般社団法人広島県計量協会が行います。

定期検査(集合検査)は、呉市域を次のとおり2つに分け、毎年5月頃に実施しています。過去に検査を受けたことがある事業者には、指定定期検査機関より検査日時・場所を記載した通知書を送付します。**初めて検査を受けられる方は、呉市商工振興課商業グループまでご連絡ください。**

奇数年・・・阿賀、広、仁方、昭和、郡原地区

偶数年・・・中央、吉浦、警固屋、宮原、天応、下蒲刈、川尻、音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜、豊地区

代検査は、計量士(国家資格)による検査を受け、所定の届出を行うことにより定期検査が免除される制度です。ただし、呉市が行う定期検査の実施期日前1年間の間(前年6月～4月)に検査を受けなければ、免除されません。

この検査は、使用者の都合に合わせて検査が受けられるメリットがあります。

Q 検査手数料はかかりますか。

A 検査時には手数料が必要で、その金額は「はかり」の種類により異なります(呉市手数料条例)。詳しくは呉市計量検査所のホームページをご覧ください。

なお、代検査の手数料については、各計量士にお問合せください。

※代検査を行う計量士に関するお問合せは、一般社団法人広島県計量協会へ。

Q 定期検査を受けないで「はかり」を使用したらどうなりますか。

A ①取引・証明で使用するはかりについて定期検査を受検しなかった場合

50万円以下の罰金が科せられます。

②取引・証明を行うために、検定証印または基準適合証印が付されていないはかりを所持・使用した場合

6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金が科せられます。

罰則適用以前に、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、正しい計量器の使用と定期検査の受検をお願いします。

11月1日は「計量記念日」、
11月は「計量強調月間」です

定期検査に関するご質問・お問合せは

呉市役所 産業部
商工振興課商業G TEL: 0823-25-3815
広島県計量協会 TEL: 082-255-7386

呉市のバックアップで運営しています

余暇も仕事も愉むために、呉で働き住み続けるお手伝い



ポポロで映画が格安で観れる!



人間ドックとインフルエンザの予防接種に助成金



呉の銭湯、湯楽里、大和温泉物語など、呉市内の入浴施設の料金が割引に!



呉阪急ホテルなどのビアチケットが割引に!

入会してよかった!!



マツダスタジアムでのカーブ観戦が割引に!



ホームでのサンフレッチェ観戦が割引に!



コンサート、演劇、美術館、大和ミュージアムなどの入場チケットが割引に!



我社も入ろうか

ゆたかでのたのしい生活づくりのパートナー



一般財団法人 **くれきんセンター**

通称:くれきんセンター 〒737-0029 呉市宝町1-10 呉駅西共同ビル7階

お問い合わせ: TEL: 0823-25-3691 FAX: 0823-25-3687 ホームページ <http://www.kurekinn.net/>

会員の方は全国中小企業勤労者福祉SCの豊富なメニューも利用出来ます。全国122万人の会員のスケールメリット

※裏面もご覧下さい

うれしい 仕事への意欲向上、人材確保、離職防止、親睦、余暇の充実に

健康維持・増進

サポート内容

助成金

- インフルエンザ予防接種 700円/年
- 定期健康診断の受診 2,000~3,000円/年
- 宿泊施設利用 2,500円/年
- カルチャーセンターの受講 (スポーツ・文化系) 2,000円/年 (年度内各1回)の助成金が受けられます

お祝い事、ご不幸があったときに**慶弔給付金**が受けられます

- (例えば) 結婚祝い 10,000円
 還暦祝い 5,000円
 勤続祝い (10年 20年 30年) 5,000~10,000円
 出生祝い 10,000円
 修学祝い 10,000円
 傷病休業・障害給付金
 死亡給付金 など

給付金

余暇活動

☆プレミアムチケットの入手☆

- カーブ⑤・サンフレッチェ⑥
- ホームゲームチケット割引
- ビアパーティー・年忘れパーティー
- ボウリング大会・お食事券
- フラワーアレンジメント教室 など

各種チケット割引販売

- 温水プール 3割引
- ゴルフ練習場プライベートカード 2割引
- 入浴施設 3割引
- コンサート・美術館
- 大和ミュージアム
- ピアガーデン
- グルメカード



キャリアアップ

- 資格取得、スキルアップ、コロナ対応研修
- 東京リーガルマインド広島校 20%オフから
- NHK学園生涯学習通信講座 2,000円オフ
- 産業能率大学通信講座 5,500円オフから

各種施設割引利用

- スパ・ソラニ 呉 大和温泉 入浴料半額
- ゴルフプレー、美術館、映画館、ピアガーデン等が利用できる「利用券」の発行
- スポーツ会館の割引利用 (会員登録の表示による) 100円
- ツアー旅行の割引利用 (ツアー旅行会社のおすすめ旅行)
- 宿泊施設の利用割引
- 呉市内駅引稼働店舗利用



呉市内の映画館が割引料金で



呉市内の観光ホテルや 県外のホテルの 宿泊代金が割引料金で

45%オフ

非営利団体

内容は令和3年4月現在

※各チケット、利用券には年間制限枚数があります。 **金員同志の支え合い、スケールメリット**

会員募集中

くれ勤労者福祉サービスセンターとは

くれ勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く方々に対して、個々の企業では実施することが難しい福利厚生事業を共同化し、総合的に行うために、会員の会費等と呉市からの補助金で運営しています。

入会できる方

- 呉市内に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主
- 市内に住所を有し、市外の中小企業事業所に勤務する勤労者
- ※事業所内の一歩の方の入会も可能です (中小企業以外の支店等も含む)

会費

- 会員1人につき月額1,000円 (最初の納入会金1,500円)
- 事業所が負担する入会金、会費は必要経費(損金)の対象となります。会費は3ヶ月ごとに指定口座から自動引落となります。
- ※個人会員は会費を個人負担でも入会できます。



呉駅から徒歩3分です。お気兼ねに立ち寄りください

この他にも、まだまだ特典はいっぱいあります! 全福センターのメニューも使えます

大手有名メーカー商品などをお得な福利厚生価格でご利用いただけます!

- おうちで人間ドック
- 全国のホテルの割引利用
- 各種保険
- 社員販売最大 70%オフから
- ドリンク 50%オフから
- その他多数



詳しくは こちら

1枚の写真

このコーナーは、会員の皆さまにお写真を1枚お持ちいただき
さまざまな思い出を語っていただくコーナーです。

最近の出来事

大之木建設株式会社呉事業部
営業次長 大之木 佑美枝

2021年11月、だんだん寒くなり山々が黄や赤の秋色に染まったころ、私は久しぶりの旅行に出かけました。メンバーは大学時代の友人で東京、徳島、広島在住の4名。目的地は四国、現地集合して始まりました。



1日目は、香川の金刀比羅宮へ。日頃の運動不足にも負けず、石段1, 368段目の山中にある金刀比羅本社の教祖である巖魂彦命をお祭りする巖魂神社(奥社)まで必死に登りました。老若男女がお参りに来ていました。中には小学校の修学旅行生もいて、かばんを見ると広島市立宇品小学校とありました。彼らにとっても待ちに待った修学旅行だったので、どの子もとても楽しそうでした。後で東京から来た友人が言っていました。「みんな佑美枝と同じ喋り方だった」と。私は何とも思わなかったのですが、方言というのは他県の人からするとやはり、特別に聞こえるのでしょうか。

2日目は、徳島の祖谷のかずら橋へ。場所名を聞いてもピンときませんでしたが、いざ現地に行ってみると見たことのある風景。後日、母に確認すると小学生の頃、家族旅行で行った場所でした。記憶というものは気紛れです。実際に行ってみないと行ったことのある思い出の場所だったと思出すこともな

かったでしょう。

何かのコラムで「日本人が1日に触れる情報量は、平安時代の一生分であり、江戸時代の1年分」というフレーズを目にしました。世の中は刻々と変化していますが特に、この1、2年の生活様式や経済の変化は私が経験したことのない変化でした。デジタル化も急激に進み、ニューノーマルと言われる新たなスタンダードが確立されようとしています。実際に人と会い、同じ時間を共有して繋がりを持つということはいつの時代も変わらないことだと思います。そんな当たり前のことを大事に、大切にしていきたいと改めて思った旅行でした。

この後、私がひどい筋肉痛の刑にあったことは言うまでもありません。



親会・支部・部会

2022年3月

15日(火) 第4回常任理事・理事合同会議
(12:00~ 森沢)

(予定) 正副会長会議
厚生委員会
総務委員会

2022年4月

19日(火) 第1回常任理事・理事合同会議
(12:00~ クレイトン)

(予定) 正副会長会議
広報委員会
青年部会理事会

2022年5月

24日(火) 第11回通常総会・特別講演会・懇親会
(15:00~ 阪急)

(予定) 正副会長会議
総務委員会
税制委員会
青年部会理事会・事業報告会

2022年3月 2022年6月 事業予定

*事業予定は変更する場合がございますので、予めWEBサイトや事務局でお確かめください。

2022年6月

(予定) 女性部会理事会・事業報告会

税務署・全法連・県法連

2022年3月

2日(水) 青連協 広島県青年の集い(ANA)
4/26(火)に延期

11日(金) 県法連 組織委員会(センチュリー)
23日(水) 全法連 全国厚生委員長会議
(グランドプリンスホテル新高輪)

(予定) 青連協 「広島県青年の集い」第7回実行委員会

2022年4月

14日(木) 法人会全国女性フォーラム(静岡大会)
21日(木) 県法連 正副会長会議(グランヴィア)
26日(火) 青連協 広島県青年の集い(ANA)

2022年5月

18日(水) 県法連 理事会(ANA)

2022年6月

2日(木) 県法連 第1回税制委員会(センチュリー)
28日(火) 県法連 第10回通常総会(リーグ)

編集後記

寒中お見舞い申し上げます。昨年度10月の発刊より本年度最初の広報誌「灰ヶ峰」の170号の発刊となります。平素より広報誌の発刊にあたり会員の皆様にはご理解・ご協力・ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

2020年より発生したコロナ感染症の変異株が拡大し収束の先行き不透明な中、呉法人会の事業の開催にも大きく影響を及ぼしています。

広報委員会といたしましても皆様にご案内出来る事業が減少している中、少しでも皆様の企業・個人に対しまして寄与すべく内容も考慮して紙面を掲載してまいります。

今後も皆様よりご意見ご要望等、忌憚なくお寄せ、頂き更なる充実した広報誌とするよう、努めてまいります。

広報委員会

委員長 中原 康治 (大幸産業株)	委員 神垣 和典 (株)神垣石油	委員 松岡 啓子 (株)松岡設計
副委員長 松本 好生 (松本ギフト有)	// 三島 義弘 (有)ビジネスホテル三島	// 石川 晃代 (有)プリンティング共和
// 海生 知亮 (海生建設株)	// 大之木隆一郎 (呉買倉庫運輸株)	// 和田 伸行 (株)ベテリナリーサイエンス

会 報 灰ヶ峰 170号
発 行 令和4年 2月28日
発 行 所 公益社団法人 呉法人会

発行責任者 担当 副会長 得能 宏一
編 集 広 報 委 員 会
編集責任者 中原 康治

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

広島支店

〒730-0011

広島県広島市中区基町12-6 富士火災広島ビル

TEL 082-535-6010 FAX 082-222-4518

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）